

木造建築物の耐久性に係る評価業務のご案内

木造の新築非住宅建築物について「木造建築物の耐久性に係る評価のためのガイドライン」に基づき、通常想定される自然条件及び維持管理条件の下において、当該建築物が限界状態に至るまでの期間が50年以上となるために必要な構造躯体等を構成する部材の劣化現象を軽減する対策が講じられていることを申請図書等により確認し、「木造建築物の耐久性に係る評価のためのガイドラインに基づく評価書」を交付する業務を行います。

1. 業務開始：2025年4月1日
2. 業務区域：日本全域
3. 業務対象：木造の新築非住宅建築物、木造とRC造等との混構造の新築非住宅建築物
4. 評価料金（税込）

業務対象	評価料金
木造の新築非住宅建築物	44,000円
木造とRC造等との混構造の新築非住宅建築物	66,000円

※ 審査を行う前に取り下げた場合または誤記訂正、軽微な変更もしくは証明書の再発行を行った場合の事務手数料は、5,500円とします。

※ 変更申請料金は上記の評価料金の1/2とします。

5. 申請方法：ハウスジーメンポータルサイトから申請ください。

<https://www.house-gmen.net/portal>

6. 必要書類

必要書類および図面	
木造建築物の耐久性に係る評価申請書	※弊社指定書式
申請チェックシート	※弊社指定書式
各種図面等	付近見取図、仕様書（仕上表）、配置図、床面積求積図、各階平面図、立面図、矩計図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、各部詳細図 等
その他	各種材料・設備等の種別・仕様・性能を確認できる資料（カタログ・認定書 等）

7. 非住宅建築物の瑕疵保証制度における耐久性評価取得建築物向け制度利用料の追加
評価業務の追加に伴い、当社が運営している非住宅建築物の瑕疵保証制度に、耐久性評価を受けた建築物向けの制度利用料の設定を追加します。

料金設定を追加した料金表は下記 URL から確認できます。

https://www.house-gmen.com/wp-content/files/price_list_of_non_residential.pdf

8. お問い合わせ：株式会社ハウスジーメン 審査部 審査室 TEL：03-5408-8496